

鹿児島県事業継続月次支援金給付事業

国によるまん延防止等重点措置の適用等に伴う県下全域の飲食店や同措置区域内の大規模集客施設への営業時間の短縮要請，不要不急の外出自粛要請等に伴い，事業収入が大きく減少している県内事業者を支援するため，事業全般に広く使える支援金を給付します。

申請
期間

令和3年

※当日消印有効

10月29日(金)～12月10日(金)

●対象者

- ① **個人事業者**／鹿児島県内に主たる事業所を有する又は納税地を鹿児島県内としている者。
中小法人等／鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する者。
 - ② 令和3年7月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること。
- 平成31年1月から令和3年7月までの間に開業した事業者を対象とする給付額の算定等に関する特例を設けています。詳しくは、申請要領をご確認ください。

●要件，給付額

A 県内事業者（全業種）への支援

【要件】

対象期間（2021年8月から9月まで）において，国によるまん延防止等重点措置の適用等に伴う県下全域の飲食店や同措置区域内の大規模集客施設への営業時間の短縮要請，不要不急の外出自粛要請等に伴い，2019年又は2020年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月があること。

【支援額（上限）】

中小法人等：10万円/月

個人事業者：5万円/月

【算出方法】

$$\text{基準月の月間事業収入} - \text{対象月の月間事業収入} = \text{支援額}$$

※基準月の月間事業収入：対象月と比較した2019年又は2020年同月の月間事業収入

※対象月の月間事業収入：2019年又は2020年同月比で事業収入が30%以上50%未満（酒類販売事業者は30%以上）減少した月の月間事業収入

国の月次支援金または県の支援金(A)に上乗せ

B 酒類販売事業者への支援

【要件】

- ① 酒税法に規定する酒類の製造免許又は販売業免許を受けていること。
- ② 2019年又は2020年同月比で事業収入が30%以上減少した月があること。また，50%以上減少している月においては，同月を対象とした国の月次支援金を受給していること。
- ③ まん延防止等重点措置の措置区域内において酒類の提供停止要請に応じた飲食店と直接，間接の取引があること。

【支援額（上限）】※月間事業収入の減少率に応じた額

	30%～50%未満	50%～70%未満	70%～90%未満	90%以上
中小法人等	10万円/月	20万円/月	40万円/月	60万円/月
個人事業者	5万円/月	10万円/月	20万円/月	30万円/月

【算出方法】

$$\text{基準月の月間事業収入} - \text{対象月の月間事業収入} - \text{国の月次支援金または県の支援金(A)の支援額} = \text{支援額}$$

下記に該当する場合は支援の対象外になります

- (1) 県が2021年8月9日(月)から9月30日(木)までの間に行った営業時間短縮要請の対象である店舗又は施設を有する者
- (2) 対象月と同月を対象とした国の月次支援金を受給した者（今後受給する者も含む）（酒類販売事業者への上乗せは除く）

※国の月次支援金の概要は，裏面の「国の月次支援金について」をご確認ください。

※県は，月次支援金の県内受給者の調査を実施予定です。県支援金を受給後に上記の要件に該当することが判明した場合，支援金全額を事務局又は県に返還していただきます。

●お問い合わせ先

鹿児島県事業継続月次支援金給付事業コールセンター

(9:00～17:00 土日祝除く)

099-201-5598

